

別記

第1号様式（第1条関係）

政治団体設立届

令和 年 月 日

総務大臣 殿

何（都道府県）選挙管理委員会

政治団体の名称
事務所の所在地
代表者の氏名

印

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	(ふりがな)		政治団体の区分	
			<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	
			国会議員関係政治団体の区分 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7 第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7 第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体	
目 的	別紙のとおり	組織年月日	令和 年 月 日	
主たる事務所の 所 在 地	(〒) (電話)			
主たる活動区域				
代 表 者	(ふりがな) (氏 名)	(〒) (住所) (電話)	(生年月日)	(選任年月日)
会 計 責 任 者				
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者				
支 部 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置 の適用関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
政治資金規正法第19条の7 第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類			
政治資金規正法第19条の7 第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名 (ふりがな)		公職の候補者に係る公職の種類	

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 政治団体の支部にあつては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部) 何々」の例により記載すること。
- 3 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 4 「□」内には、該当するものに「✓」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「✓」を記入すること。
- 5 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となつた日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、政治団体とみなされることとなつた日を記載すること。
- 6 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室」というように詳細に記載すること。
- 7 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては、例えば、「全国」、「九州各県」、「甲県及び乙県」というように具体的に記載し、活動区域が1の都道府県の区域内である政治団体にあつては、例えば、「甲県」、「甲町及び乙町」というように具体的に記載すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。
- 8 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。
- 9 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。
- 10 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。

第2号様式（第2条関係）

所属国会議員届

令和 年 月 日

総務大臣殿

政党の名称

本政党に所属する衆議院議員又は参議院議員について、下記のとおり届け出ます。

記

氏名	衆議院議員又は参議院議員の別	選挙区	選挙執行年月日	備考

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「選挙区」欄には、参議院比例代表選出議員については「比例代表」と記載すること。
- 3 令第1条第1項に規定する場合にあつては、「備考」欄に「前議員」と記載すること。

第3号様式（第2条関係）

承諾書及び宣誓書

私は、（政党の名称）に所属する（衆議院議員又は参議院議員）として、所属国会議員届に氏名を記載されることを承諾します。

また、私は、（政党の名称）以外の政党に所属していないことを誓います。

令和 年 月 日

氏 名（署 名）
住 所

政党の名称
代表者の氏名 殿

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 署名は必ず本人が自署すること。

第4号様式（第2条関係）

得票総数届

令和 年 月 日

総務大臣殿

政党の名称

直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における本政党の得票総数について、下記のとおり届け出ます。

記

選挙	選挙執行年月日	得票総数

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 「選挙」欄には、例えば、「衆議院（小選挙区選出）議員選挙」というように選挙の別を記載すること。

第5号様式（第2条関係）

宣 誓 書

本政党には、本政党以外の政党に所属している衆議院議員又は参議院議員は所属していないことを誓います。

令和 年 月 日

政 党 の 名 称

主たる事務所の所在地

代 表 者 の 氏 名（署 名）

総務大臣殿

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 署名は必ず代表者本人が自署すること。

第6号様式（第2条関係）

政党の支部の状況に関する届

令和 年 月 日

総務大臣 殿

政党の名称

本政党の支部の状況について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 支部の数
- 2 各支部の名称等

名 称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「✓」を記入すること。
- 3 記載の順序は、「都道府県の区域において主としてその活動を行う支部」及び「2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う支部」の順とし、それぞれ主たる事務所の所在地の都道府県ごとにまとめて記載すること。

第7号様式（第2条関係）

国会議員氏名届

令和 年 月 日

総務大臣
殿

何（都道府県）選挙管理委員会

政治団体の名称

主宰者（主要な構成員）である衆議院議員又は参議院議員の氏名について、下記のとおり届け出ます。

記

区分	氏名	衆議院議員又は参議院議員の別
主宰者の氏名		
主要な構成員の氏名		
〃		
〃		
〃		
〃		

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 衆議院議員又は参議院議員の職にある者についてのみ記載すること。
- 3 衆議院議員又は参議院議員が主宰する政治団体にあつては、「主宰者の氏名」欄に、また、衆議院議員又は参議院議員が主要な構成員である政治団体にあつては、「主要な構成員の氏名」欄に、当該衆議院議員又は参議院議員の氏名を記載すること。
- 4 主要な構成員が多数の場合には、別紙として添付すること。

第8号様式（第2条関係）

被 推 薦 書

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名 殿

公職の種類

氏 名 ⑩

住 所

私（私達）は、令和 年 月 日から貴団体の推薦（支持）を受けています。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、都道府県の議会の議員若しくは長又は指定都市の議会の議員若しくは長の区分により、その職にある者にあつては「甲県議会議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「甲県議会議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「甲県議会議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

第9号様式（第3条関係）

政治資金団体指定届

令和 年 月 日

総務大臣 殿

政党の名称
代表者の氏名

㊟

令和 年 月 日に政治資金団体となるべき団体として（ ）を指定したので、
政治資金規正法第6条の2第2項の規定により届け出ます。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 3 この届出書には、政党が政治資金団体となるべき団体として指定する旨の文書の写しを添付すること。

第10号様式（第3条関係）

政治資金団体指定取消届

令和 年 月 日

総務大臣 殿

政党の名称
代表者の氏名

㊟

令和 年 月 日に（ ）に対する政治資金団体の指定を取り消したので、政治資金規
正法第6条の2第2項の規定により届け出ます。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 3 この届出書には、政党が政治資金団体の指定を取り消す旨の文書の写しを添付すること。

第 11 号様式（第 4 条関係）

届 出 事 項 等 の 異 動 届

令和 年 月 日

総 務 大 臣
殿
何（都道府県）選挙管理委員会

政治団体の名称
事務所の所在地
代表者の氏名 ㊟

{ 政治資金規正法第 6 条第 1 項の規定により届け出た事項
政治資金規正法第 6 条第 2 項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があつた
ので、同法第 7 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動事項

2 内 容

(1) 新

(2) 旧

3 異動年月日

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなつた場合には、法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第 2 号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 4 法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体が法第 19 条の 8 第 2 項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 5 政治団体設立届の際に併せて提出した法第 6 条第 2 項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体にあつては、開催

計画書その他の政令で定める文書)のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。

別紙

1 支部の数

新

旧

2 異動の内容

(設立した支部)

名 称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

(解散した支部)

名 称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

(異動があつた支部)

支部の名称		名 称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
	新				<input type="checkbox"/>
	旧				<input type="checkbox"/>

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 異動の内容については、設立した支部、解散した支部、異動のあつた支部ごとにまとめて記載すること。
- 1以上の市町村(特別区を含む。)の区域(指定都市にあつては、その区の区域)又は公職選挙法第12条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「✓」を記入すること。
- 記載の順序は、「都道府県の区域において主としてその活動を行う支部」及び「2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域にお

いて、主としてその活動を行う支部」の順とし、それぞれ主たる事務所の所在地の都道府県ごとにまとめて記載すること。

第 12 号様式 (第 5 条関係)

(表)

			五十音順分類	
政治団体の名称	(ふ り が な)			届出年月日 事由発生年月日
主たる事務所の所在地	(〒) (電話)			届出年月日 事由発生年月日
	(〒) (電話)			
代 表 者	(ふりがな) 氏 名	(〒) (住 所) (電話)	(生年月日)	(届出年月日) (選任年月日)
		(〒) () (電話)		
会 計 責 任 者		(〒) () (電話)		(届出年月日) (選任年月日)
		(〒) () (電話)		
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者		(〒) () (電話)		(届出年月日) (選任年月日)
		(〒) () (電話)		
政治資金団体又は 資金管理団体の 指定の有無	(有無)	〔 政治資金団体として指定をした 政党名又は資金管理団体の届出をした 者の氏名 〕	〔 資金管理団体 の届出をした者 の公職の種類 〕	(届出年月日) (指定年月日) (取消等年月日)
支 部 の 有 無 (政治団体の支部 である旨)		課税上の優遇措置の 適用関係の有無		(届出年月日) (事由発生年月日)
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 1 号に係る 国会議員関係政治団体	(代表者である公職の候補者に係る公職の種類)			(届出年月日) (事由発生年月日)
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 2 号に係る 国会議員関係政治団体	(公職 ^{ふりがな} の候補者の氏名)	〔 公職の候補者に 係る公職の種類 〕		(届出年月日) (事由発生年月日)
設立届出年月日	・ ・	解散等の公表年月日	・ ・	
組 織 年 月 日	・ ・	解 散 等 の 年 月 日	・ ・	

(裏)

収支報告書の提出及び公表の状況				
年	年	年	年	年
. . 提出	. . 提出	. . 提出	. . 提出	. . 提出
. . 公表	. . 公表	. . 公表	. . 公表	. . 公表
年	年	年	年	年
. . 提出	. . 提出	. . 提出	. . 提出	. . 提出
. . 公表	. . 公表	. . 公表	. . 公表	. . 公表
届出事項等の公表関係		綱領等の異動状況		
公表年月日	内容	提出年月日	内容	
. .	設立届	. .		
. .		. .		
. .		. .		
. .		. .		
. .		. .		
. .		. .		
. .		. .		
. .		. .		
. .		. .		
. .		綱領等の整理番号 ()		
(備考)				

(記載要領)

- 1 政党の支部又はその他の政治団体の支部にあつては、「政治団体の名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政党又はその他の政治団体の名称を「(本部) 何々」の例により記載すること。
- 2 支部を有する政党について支部の数又は各支部の状況に異動があつた場合には、「届出事項等の公表関係」の項「内容」の欄に「支部の状況」と記載し、「支部の数」に異動があつた場合にあっては、併せて異動後の支部の数を「(支部の数何々)」の例により記載すること。
- 3 法第 17 条第 2 項の適用を受けた政治団体については、「(備考)」欄に、「法第 17 条第 2 項適用 令和何年何月何日」というように記載すること。
- 4 法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体については、「組織年月日」欄には、政治団体とみなされることとなつた日を記載し、「収支報告書の提出及び公表の状況」欄には、法第 18 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用される法第 12 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定による報告書の提出日及び公表日を記載し、「(備考)」欄には、政治資金パーティーの名称、開催年月日、開催場所及び収益の予定支出先並びに台帳調製の日を記載すること。

第14号様式（第8条関係）

（その1）

収 支 報 告 書

令和 年 月 日
(令和 年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな) _____	政治団体の区分	
	<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項
2 主たる事務所の所在地 _____	<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	の 規 定 に よ る 政 治 団 体
	<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 団 体
3 代 表 者 の 氏 名 _____	活動区域の区分	
	<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内
4 会計責任者の氏名 _____	資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項
事務担当者の氏名 _____	<input type="checkbox"/> 無	第1号に係る国会議員関係政治団体
	公職の種類 _____	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項
(電話) _____	資金管理団体	第2号に係る国会議員関係政治団体
(電話) _____	の届出をした	公職の候補者
(電話) _____	者の氏名 _____	の 氏 名 _____
		公職の種類 _____
	資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する
	令和 年 月 日から	特例の適用期間
	令和 年 月 日まで	令和 年 月 日から
		令和 年 月 日まで

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであつて、真実に相違ありません。

令和 年 月 日

政治団体の名称

会計責任者の氏名

印

(備考)

「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

(記載要領)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この報告書は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で、その年におけるすべての収入及び支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）の総額、項目別の金額及び資産等並びに以下に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載すること。
- 3 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の収受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の収受以外のものをいい、支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積もつた金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載すること。
- 4 様式（その1）について
 - (1) 「政治団体の区分」欄及び「活動区域の区分」欄の中の「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。
 - (2) 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合には「有」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていなかった場合には「無」の「□」に「✓」を記入すること。さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合にのみ記載すること。この場合において、「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 東京都第〇区選挙区（現職）」、その職の候補者にあつては「衆議院議員 近畿選挙区（候補者）」、候補者となろうとする者にあつては「甲県議会議員 乙郡選挙区（候補者となろうとする者）」の例により記載すること。なお、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定（法第19条の9の規定をいう。以下同じ。）の適用の有無にかかわらず、記載すること。
 - (3) 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に資金管理団体として指定され、その後、12月31日まで資金管理団体として指定されていたときには、資金管理団体として指定された日から12月31日まで、1月1日現在で資金管理団体として指定されており、その後当該年中に資金管理団体の指定を取り消されたときには、1月1日から資金管理団体の指定を取り消された日まで、というように記載する

こと。また、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。なお、当該年中における国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、記載すること。

- (4) 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入した上で、12月31日現在で法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で同項第2号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入すること。さらに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名」及び「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。この場合において、同項第1号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」にその代表者である公職の候補者の氏名を、「公職の種類」にその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載し、同項第2号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」に同号の公職の候補者の氏名を、「公職の種類」に当該公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。なお、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。
- (5) 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなり、その後、12月31日まで国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたときには、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなつた日から12月31日まで、1月1日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されており、その後、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなつたときには、1月1日から国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなつた日まで、というように記載すること。また、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。なお、当該年中における資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

5 様式（その2）について

- (1) 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数を記載すること。
- (2) 寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。（3）及び12において同じ）を除く。12を除き、以下同じ。）については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ項目ごとに総額を記載するものとし、寄附のうち寄附のあつせんに係るものについては、その総額を記載すること。なお、個人からの寄附のうち、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。）については、個人からの寄附の内書としてその総額を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
- (3) 政党匿名寄附については、その総額を記載すること。

6 様式（その3）について

- (1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載すること。
- (2) 「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、「その他の開催事業」というように記載すること。
- (3) 政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

7 様式（その4）について

借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額を記載するものとし、その記載の方法は、例えば、「甲銀行（乙支店）」というように具体的に借入先を記載すること。

8 様式（その5）について

当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を当該欄に記載すること。

9 様式（その6）について

- (1) その他の収入（個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいう。）については、1件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金

額)が10万円以下のものについて、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日を記載すること。なお、1件当たりの金額が10万円未満のものにあつては、一括してその合計金額を記載すること。

- (2) 「摘要」欄には、収入の基因となつた事実を「甲銀行預金利子」というように具体的に記載すること。

10 様式(その7)について

- (1) 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。(4)において同じ。))であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

- (2) 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

- (3) 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊦ 甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によつてする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

- (4) 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

- (5) 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記(1)により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

11 様式(その8)について

同一のものによつて寄附のあつせいをされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附のあつせいをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は10に準じて記載すること。なお、年間5万円以下の寄附のあつせんに係る寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないこと。

12 様式(その9)について

政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載するものとし、場所の記載については、「東京都千代田区〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館

〇〇の間」というように詳細に記載すること。

13 様式（その 10）について

- (1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が千万円以上であるものをいう。以下同じ。）又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数を記載すること。
- (2) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合においては、これらのパーティーに係る「備考」欄に前年以前において収受されたものに係る収入の金額及び対価の支払をした者の数を記載すること。
- (3) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

14 様式（その 11）について

- (1) 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。(1)及び 15 において同じ。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が 20 万円を超えるものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該支払われた対価の金額及び年月日を該当欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パーティーごとに別葉とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載すること。当該政治資金パーティーについて、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受された収入のうちに当該対価の支払をした者が支払をしたものがある場合においては、当該対価の支払をした者に係る「備考」欄に前年以前において収受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る 20 万円以下の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。
- (2) 対価の支払は、「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「対価の支払者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。

15 様式（その 12）について

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によつて対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が 20 万円を超えるものについては、対価の支払のあつせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支

払のあつせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は14に準じて記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払のあつせんについても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

16 様式（その13）について

すべての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載すること。この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

(1) 経常経費

ア 人件費 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。

イ 光熱水費 電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。

ウ 備品・消耗品費 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。

エ 事務所費 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

(2) 政治活動費

ア 組織活動費 当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。

イ 選挙関係費 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。

ウ 機関紙誌の発行その他の事業費

(ア) 機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。

- (イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。
- (ウ) 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。
- (エ) その他の事業費 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。
- エ 調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。
- オ 寄附・交付金 政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。
- カ その他の経費 その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

17 様式（その14）について

- (1) 人件費以外の経常経費については、資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行つた支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定されていた期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を超える支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。したがつて、1月1日から12月31日までの間の一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には、それぞれ資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出については記載を要しないこと。
- (2) 人件費以外の経常経費は、16の(1)のイからエまでの基準により分類し、「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。
- (3) 「支出の目的」欄には、光熱水費にあつては、例えば、「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」、備品・消耗品費にあつては、例えば、「機の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」、

事務所費にあつては、例えば、「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険料」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

- (4) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

18 様式（その15）について

- (1) 政治活動費については、1件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかつた期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。

- (2) 政治活動費は、16の(2)のアからカまでの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあつては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあつては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば、「遊説費・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば、「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあつては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。

- (3) 記載の要領については、次のとおりとすること。

ア 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。

イ 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

ウ 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかつた期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

19 様式（その16）について

当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、16に

掲げる分類基準による支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

20 様式（その17）について

12月31日において有する資産等（土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万円を超える動産、預金（普通預金及び当座預金を除く。21において同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。21において同じ。）、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金をいう。21において同じ。）については、これらの項目ごとの有無について「□」内に「✓」を記入すること。

21 様式（その18）について

(1) 12月31日において有する資産等の内訳については、次の例により項目別に分類したうえで記載し、それぞれ別葉とすること。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

- | | | |
|---|------------------------|--|
| ア | 土地 | 土地については、所在、面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。 |
| イ | 建物 | 建物については、所在、床面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、床面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。 |
| ウ | 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 | 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、面積、権利の取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在及び地上権又は賃借権の別を「摘要」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号（地上権）」というように記載し、面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。 |
| エ | 動産 | 取得の価額が100万円を越える動産については、品目、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、品目を「摘要」欄に「自動車」、「絵画」、「応接セット」というように記載し、数量を「備考」欄に記載すること。 |
| オ | 預金又は貯金 | 預金又は貯金については、残高を記載するものとし、「摘要」欄には、「残高」と記載すること。 |
| カ | 金銭信託 | 金銭信託については、信託している金銭の額及び信託の設定年月日を記載するものとし、「摘要」欄には、「金銭信託」と記載すること。 |

と。

- キ 有価証券 金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券（金銭信託の受益証券及び受益権を除く。）については、種類、銘柄、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「国債」、「株式」、「社債」というように記載し、銘柄及び数量を「備考」欄に「何年何月発行10年国債（額面100万円）」、「甲株式会社発行株式（1,000株）」というように記載すること。
- ク 出資による権利 出資による権利については、出資先、出資先ごとの金額及び出資年月日を記載するものとし、記載の要領は、出資先を「摘要」欄に「甲合名会社」、「乙合資会社」というように記載すること。
- ケ 貸付金 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金については、貸付先及び貸付先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、貸付先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙政治団体」というように記載すること。
- コ 敷金 支払われた金額が100万円を超える敷金については、支払先、敷金の額及び支払年月日を記載するものとし、記載の要領は、支払先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙株式会社」というように記載すること。
- サ 施設の利用に関する権利 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利については、種類、対象となる施設の名称、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「ゴルフ場会員権」、「スポーツクラブ会員権」というように記載し、施設の名称を「備考」欄に「甲カントリークラブ」、「乙会員制スポーツクラブ」というように記載すること。
- シ 借入金 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金については、借入先及び借入先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、借入先を「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」というように記載すること。

- (2) (1)アからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となった日（法第3条第1項各号又は法第5条第1項各号の団体となった日（同項第2号の団体にあつては、法第6条の2第2項前段の規定による届出がされた日）をいう。以下同じ。）前に取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、当該政治団体が政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載し、その年月日が政治団体となった年

月日である旨及びその金額が見積額である旨を付記すること。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となつた年月日を「備考」欄に記載すること。

- (3) (1)ク及びコの資産で政治団体が政治団体となつた日前の取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となつた年月日を「備考」欄に記載すること。
- (4) (1)アからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となつた日から平成元年12月31日までに取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積つた金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、平成5年1月1日における時価に見積つた金額を記載し、その金額が平成5年1月1日における時価見積額である旨を付記すること。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となつた年月日を「備考」欄に記載すること。
- (5) (1)ク及びコの資産で政治団体が政治団体となつた日から平成元年12月31日までの取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となつた年月日を「備考」欄に記載すること。

22 様式（その19）について

- (1) 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産（21の(1)のアからウまでの資産をいう。以下同じ。）の利用の現況について、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別葉とすること。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

ア 土地 土地については、所在、事務所の用に供している場合にあつてはその旨、事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあつてはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように、事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」

欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100 m²」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10 万円／月」というように記載すること。

- イ 建物 建物については、所在、事務所の用に供している場合にあつてはその旨、事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあつてはその旨を「事務所」というように、事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「倉庫」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用面積を「100 m²」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10 万円／月」というように記載すること。

- ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、事務所の用に供している場合にあつてはその旨、事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価

の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあつてはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように、事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100 m²」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10 万円／月」というように記載すること。

- (2) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときにあつては、一人ずつ行を分けて記載するものとし、その際、「使用者ごとの使用面積」欄については、各使用者の専有面積で按分するなどして、適宜記載すること。
- (3) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、事務所の用に供している不動産の場合には記載を要しないこと。
- (4) 12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合又は同日において不動産を有していない場合には、この様式は記載を要しないこと。

23 法第18条の2第1項の規定による政治団体について

- (1) 政治団体のうち法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、報告書を提出する日現在で、当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金パーティーに係る全ての収入（予定される収入を含む。）及び支出（予定される支出を含む。）の総額、項目別の金額及び上記に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載するものとし、予定される収入又は支出を記載する場合においては、当該収入又は支出が、予定される収入又は支出である旨を「備考」欄に記載すること。

- (2) 様式（その1）については次のように記載すること。
- ア 「活動区域の区分」欄の中の「□」については、政治資金パーティーを開催する場所について、該当するものに「✓」を記入すること。
 - イ 特定パーティー開催団体が開催した政治資金パーティーの開催年月日を「令和 年 月 日開催分」の箇所に記載すること。
- 24 この報告書を提出する際には、政党又は政治資金団体にあつては監査意見書及び領収書等の写し、国会議員関係政治団体（当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。）にあつては政治資金監査報告書及び領収書等の写し、その他の政治団体にあつては領収書等の写しを提出すること。なお、第9条第2項第1号に掲げる場合にあつては、振込明細書の写しを当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。

監 査 意 見 書

令和 年 月 日

党則（規約等）第 条に基づく監査の結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施した監査の概要
- 2 監査の対象となった会計簿、政治資金規正法第10条に規定する明細書及び領収書等についての意見
- 3 その他の監査上の特記事項

政党の名称（政治資金団体の名称）

監査した者の職・氏名

⑩

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「監査した者の職・氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず監査した者本人が自署すること。

第 18 号様式（第 11 条関係）

政 治 団 体 解 散 届

令和 年 月 日

総 務 大 臣 殿
何（都道府県）選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名 ㊟

会計責任者の氏名 ㊟

令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第 17 条第 1 項の規定により届け
出ます。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 「代表者の氏名」欄及び「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず
代表者本人及び会計責任者本人が自署すること。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなつた旨の届出及び法第 18 条の 2 第 1 項の規定
による政治団体が法第 6 条第 1 項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止し
た旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出をする場合には、法第 17 条第 1 項に規定する収入及び支出並びに資産等に関す
る事項を記載した報告書を提出すること。

政治団体支部解散届

令和 年 月 日

総務大臣
殿

何 (都道府県) 選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

㊞

本政治団体の下記の支部は、令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第18条第5項の規定により、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって同法第17条第1項の届出をします。

記

- 1 政治団体の支部の名称
- 2 支部の事務所の所在地
- 3 支部の代表者の氏名
- 4 支部の会計責任者の氏名

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 3 この届出の際は、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に対し、この届出をした旨を通知すること。また、当該支部の代表者及び会計責任者であった者は、解散の日から 30 日以内 (当該支部が国会議員関係政治団体であった場合にあつては 60 日以内) に法第 17 条第 1 項に規定する収入及び支出に関する事項を記載した報告書を提出すること。

第 20 号様式（第 12 条関係）

政党の状況等に関する届

令和 年 月 日

総 務 大 臣 殿
何（都道府県）選挙管理委員会

政党の支部の名称

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本支部を支部とする政党	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	主たる活動区域	
1 以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		<input type="checkbox"/>

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域を記載すること。
- 3 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「✓」を記入すること。

第 21 号様式（第 12 条関係）

支 部 証 明 書

政 党 の 支 部 の 名 称

主たる事務所の所在地

主たる活動区域

上記の支部は、本政党の支部（何々を単位として設けられる支部）であることを証明する。

令和 年 月 日

政 党 の 名 称

主たる事務所の所在地

代 表 者 の 氏 名

⑩

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「本政党の〇〇県〇〇市を単位として設けられる支部」というように記載すること。
- 3 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

第 22 号様式（第 13 条関係）

特定パーティー開催計画書

令和 年 月 日

総 務 大 臣
殿

何（都道府県）選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

印

政治資金規正法第 18 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用される法第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

政治資金パーティーの 名称	
開 催 年 月 日	令和 年 月 日
開 催 場 所	(〒) (電話)
収 入 の 予 定 金 額	円
パーティー券 1 枚当 たりの予定販売単価	円
収 益 の 予 定 支 出 先	

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 「開催場所」欄には、例えば、「東京都千代田区〇〇町 1 丁目 1 番 1 号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。
- 「収入の予定金額」欄には、当該政治資金パーティーの対価に係る予定される収入の金額を記載すること。
- 「収益の予定支出先」欄には、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名、住所及び職業（その者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を記載すること。
- 法第 22 条の 8 第 2 項の書面（当該書面に当該政治資金パーティーの 1 人当たりの対価として支払われる金銭等に係る金額が記載されていない場合にあつては、当該書面及び当該金額を記載した書面）を併せて提出すること。

第 23 号様式（第 14 条関係）

資 金 管 理 団 体 指 定 届

令和 年 月 日

総 務 大 臣
殿
何（都道府県）選挙管理委員会

公職の種類
氏 名
住 所

印

令和 年 月 日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金
規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の氏名

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名

印

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 東京都第〇区選挙区（現職）」、その職の候補者又は候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員 近畿選挙区（候補者等）」の例により記載すること。

第 24 号様式（第 14 条関係）

資 金 管 理 団 体 指 定 取 消 届

令和 年 月 日

総 務 大 臣
殿
何（都道府県）選挙管理委員会

氏 名 ⑩

住 所

令和 年 月 日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、
政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名 ⑩

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

第 25 号様式（第 14 条関係）

資 金 管 理 団 体 で な く な っ た 旨 の 届

令和 年 月 日

総 務 大 臣
殿
何（都道府県）選挙管理委員会

氏 名 ㊟

住 所

下記の政治団体は、令和 年 月 日に（ ）により、
資金管理団体でなくなつたため、政治資金規正法第 19 条第 3 項第 2 号の規定により届け出ま
す。

記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名 ㊟

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 （ ）には「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなつたこと」、「資
金管理団体の届出をした者が代表者でなくなつたこと」、「解散したこと」又は「法第
19 条第 1 項に規定する政治団体でなくなつたこと」のいずれかを記載すること。
- 5 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合にあつては、この届出は新たに選任され
た代表者が行い、（ ）には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載
すること。

資金管理団体届出事項の異動届

令和 年 月 日

総 務 大 臣
殿

何（都道府県）選挙管理委員会

氏 名 ⑩
住 所

届出事項に異動があつたので、政治資金規正法第 19 条第 3 項第 3 号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 異動事項
- 3 内 容
(1) 新
(2) 旧
- 4 異動年月日

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名 ⑩

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

第 27 号様式（第 15 条関係）

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名

殿

公職の種類

氏 名

㊟

住 所

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体に令和 年 月 日から該当するため同法第 6 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の規定による届出をする必要があるので、同法第 19 条の 8 第 1 項の規定により通知します。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当することとなつた年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となつた日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなつた日のいずれか遅い日を記載すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

第 28 号様式（第 15 条関係）

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名

殿

氏 名
住 所

㊟

私が衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は令和 年 月 日に政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため同法第 7 条第 1 項の規定による届出をする必要があるので、同法第 19 条の 8 第 2 項の規定により通知します。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 この通知は、法第 19 条の 8 第 1 項の規定による通知をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

政治資金監査報告書

令和 年 月 日

国会議員関係政治団体の名称

代表者の氏名 殿

登録政治資金監査人 ⑩

登録番号 第 号

研修修了年月日 令和 年 月 日

1 監査の概要

2 監査の結果

3 業務制限

（備考）

- この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 「登録政治資金監査人」欄は、登録政治資金監査人本人が、自署し、かつ、自己の印を押すこと。
- 政治資金監査報告書は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、作成すること。

第 31 号様式 (第 34 条関係)

政治団体の収支報告書の要旨〔令和 年分〕

〔単位 円〕

政治団体の名称

国会議員関係政治団体の区分

公職の候補者の氏名

公職の候補者に係る公職の種類

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の届出に係る公職の種類

資金管理団体の指定の期間

報告年月日

1 収入総額

前年繰越額

本年收入額

2 支出総額

3 本年收入の内訳

個人の党費・会費

寄附

〔うち寄附のあつせんによるもの〕

個人分

〔うち特定寄附〕

団体分

政治団体分

政党匿名寄附

機関紙誌の発行その他の事業による収入

何 々

何 々

：

借入金

何 々

何 々

：

本部又は支部から供与された交付金に係る収入

何 々

何 々

：

その他の収入

何 々

何々

：

一件十万円未満のもの

4 支出の内訳

経常経費

[うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出]

人件費

光熱水費

備品・消耗品費

事務所費

政治活動費

[うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出]

組織活動費

選挙関係費

機関紙誌の発行その他の事業費

機関紙誌の発行事業費

宣伝事業費

政治資金パーティー開催事業費

その他の事業費

調査研究費

寄附・交付金

その他の経費

5 寄附の内訳

[個人分]

(寄附者の氏名)

(金額)

(住所)

何々

何都道府県市区町村

：

：

[団体分]

(寄附者の名称)

(金額)

(住所)

何々

何都道府県市区町村

：

：

[政治団体分]

(寄附者の名称)

(金額)

(住所)

何々

何都道府県市区町村

：

：

6 寄附のうち寄附のあつせんによるものの内訳

(あつせん者の氏名)

(金額)

(住所又は事務所の所在地)

何々
:
:

何都道府県市区町村

7 特定パーティーの概要

(特定パーティーの名称) (金額) (特定パーティーの開催場所)

何々
:
:

何都道府県市区町村

8 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳

(政治資金パーティーの名称)

何々

[個人からの対価の支払]

(対価の支払をした者の氏名) (金額) (住所)

何々
:
:

何都道府県市区町村

[団体からの対価の支払]

(対価の支払をした者の名称) (金額) (事務所の所在地)

何々
:
:

何都道府県市区町村

[政治団体からの対価の支払]

(対価の支払をした者の名称) (金額) (事務所の所在地)

何々
:
:

何都道府県市区町村

[対価に係る収入のうち対価の支払のあつせんによるもの]

(あつせん者の氏名) (金額) (住所又は事務所の所在地)

何々
:
:

何都道府県市区町村

9 資産等の内訳

[土地]

(所在) (取得の価額) (面積) (取得年月日)

何都道府県市区町村 m² 年 月 日

:
:

[建物]

(所在) (取得の価額) (床面積) (取得年月日)

何都道府県市区町村 m² 年 月 日

：

〔地上権又は土地の賃借権〕

(所 在)	(取得の価額)	(面 積)	(取得年月日)
何都道府県市区町村		m ²	年 月 日

：

〔動産〕

(品 目)	(数 量)	(取得の価額)	(取得年月日)
何々			年 月 日

：

〔預金又は貯金〕

(残 高)

〔金銭信託〕

(金 額)	(設定年月日)
	年 月 日

：

：

〔有価証券〕

(種類)	(銘柄)	(数量)	(取得の価額)	(取得年月日)
何々	何々			年 月 日

：

：

〔出資による権利〕

(出 資 先)	(金 額)	(出資年月日)
何々		年 月 日

：

：

〔貸付金〕

(貸 付 先)	(貸付残高)
何々	

：

：

〔敷金〕

(支 払 先)	(金 額)	(支払年月日)
何々		年 月 日

：

[施設の利用に関する権利]

(種類)	(施設の名称)	(取得の価額)	(取得年月日)
何々	何々		年 月 日
：	：		
：	：		

[借入金]

(借入先)	(借入残高)
何々	
：	
：	

(備考)

- 1 ()により記載されている事項については、公表に当たって記載すべき事項を示したものであり、実際の公表に当たっては記載しないこと。
- 2 「政治団体の名称」欄については、同一名称の政治団体が複数存在する場合は「甲政治団体(乙野太郎)」というように代表者の氏名を括弧書きで記載し、代表者の氏名も同一である場合は「甲政治団体(乙市)」というように主たる事務所の市町村名を括弧書きで記載し、主たる事務所の所在地も同一である場合は「甲政治団体(令和何年何月何日届出)」というように設立届の届出年月日を括弧書きで記載すること。
- 3 「国会議員関係政治団体の区分」、「公職の候補者の氏名」及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄については、12月31日(法第17条第1項の規定による報告書の要旨の公表の場合には、政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなった日。4及び5において「基準日」という。)現在において国会議員関係政治団体に該当する政治団体について記載すること。なお、法第19条の7第1項各号のいずれにも該当する国会議員関係政治団体にあつては、「国会議員関係政治団体の区分」欄には「法第十九条の七第一項第一号及び第二号」と記載し、第一号の公職の候補者と第二号の公職の候補者が同じである場合には
「公職の候補者の氏名 甲野 太郎
公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員」というように記載し、第一号の公職の候補者と第二号の公職の候補者が異なる場合には
「公職の候補者の氏名(第一号) 甲野 太郎
公職の候補者に係る公職の種類(第一号) 衆議院議員
公職の候補者の氏名(第二号) 乙野 次郎
公職の候補者に係る公職の種類(第二号) 参議院議員」というように記載すること。
- 4 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄については、基準日現在においては国会議員関係政治団体に該当しないものの、年の途中において国会議員関係政治団体に関する特例の適用があつた政治団体について「何月何日から何月何日」というように記載すること。

- 5 「資金管理団体の届出をした者の氏名」及び「資金管理団体の届出に係る公職の種類」欄については、基準日現在において資金管理団体に該当する政治団体について記載すること。「資金管理団体の指定の期間」の欄については、基準日現在においては資金管理団体に該当しないものの、年の途中において資金管理団体の指定の期間のある政治団体について「何月何日から何月何日」というように記載すること。
- 6 「報告年月日」欄については、法第 17 条第 1 項の規定による報告書に係る要旨の公表の場合には「令和何年何月何日（令和何年何月何日解散）」というように、括弧書きで政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつた年月日を記載すること。
- 7 「3 本年收入の内訳」のうち、「個人の党費・会費」欄については、「1,000,000（100名）」というように括弧書きで党費・会費の支払をした者の数を記載すること。
- 8 「3 本年收入の内訳」のうち、「機関紙誌の発行その他の事業による収入」欄については、同一名称の政治資金パーティーが複数存在する場合には、「甲政治資金パーティー（計3回）」というように括弧書きで同一名称の政治資金パーティーの開催回数を記載し、その総額を記載すること。
- 9 「5 寄附の内訳」、「6 寄附のうち寄附のあつせんによるものの内訳」及び「8 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳」のうち、「金額」欄については、寄附をした者（寄附の金額の合計額が、年間5万円以下の者を除く。）若しくは寄附のあつせんをした者又は対価の支払をした者若しくは対価の支払のあつせんをした者別にその総額を記載すること。
- 10 「5 寄附の内訳〔個人分〕」のうち、特定寄附（法第 19 条の 4 に規定する寄附をいう。）については「（寄附者の氏名）」欄に「㊟甲野太郎」というように記載し、遺贈によつてする寄附については「（寄附者の氏名）」欄に「㊞甲野太郎」というように記載すること。
- 11 「5 寄附の内訳〔団体分〕」のうち、上場・外資 50%超会社（法第 22 条の 5 第 1 項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。）からの寄附については、「（寄附者の名称）」欄に「㊟甲株式会社」というように記載すること。
- 12 「7 特定パーティーの概要」のうち、「（特定パーティーの名称）」欄については、「甲政治資金パーティー（100人）」というように括弧書きで対価の支払をした者の数を記載すること。同一名称の特定パーティーが複数存在する場合には、「甲政治資金パーティー（令和何年何月何日開催）（100人）」というように括弧書きで特定パーティーを開催した年月日を記載すること。
- 13 記載の順序は、「政党」、「政党の支部」、「政治資金団体」、「国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）」、「資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）」、「その他の政治団体」及び「政治資金規正法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体」の順とし、それぞれ「あいうえお」順によること。
- 14 法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体については、「政治団体の名称」欄に「甲団体（乙衆議院議員を支援する会）」というように括弧書きで政治資金パーティーの名称を記載し、「報告年月日」欄に「令和何年何月何日（令和何年何月何日開催）」と

いように括弧書きで政治資金パーティーの開催年月日を記載すること。

第1号様式（第1条関係）

政 党 届（政党の組織等に関する届出）

令和 年 月 日

総 務 大 臣 あて

政 党 の 名 称
主たる事務所の所在地
代 表 者 の 氏 名

(印)

政党助成法 { 第5条第1項
第6条第1項 } の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	(ふりがな)			
(略 称)				
主たる事務所の 所在地	(〒)		(電話)	
代 表 者	ふりがな 氏 名	(〒) (住所)	(生年月日)	(選任年月日)
会 計 責 任 者				
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者				
会 計 監 査 を 行 う べ き 者				
所属国会議員	別 紙 1 の と お り			
得 票 総 数	前回の総選挙	小選挙区選挙	票	
		比例代表選挙	票	
	前回の通常選挙	比例代表選挙	票	
		選挙区選挙	票	
	前々回の "	比例代表選挙	票	
		選挙区選挙	票	
支 部 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	支 部 の 数		
支 部 の 名 称 、 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 代表者、会計責任者及び会計責任者の職務代行者の氏名・住所 政党助成法第14条第2項の支部である旨			別紙2のとおり	
組織年月日又は政治資金規正法による政治団体となった年月日			令和 年 月 日	
政治資金規正法第6条第1項、第5項による届出年月日			令和 年 月 日	
政党助成法第5条第1項、第6条第1項による直近の届出年月日			令和 年 月 日	

別紙 1

所属国会議員一覧

氏名	住所	衆・参の別	選挙区	選挙期日	選挙時の所属
					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>

別紙 2

支部一覧

支部の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	住所	会計責任者の氏名	住所	職務代行者の氏名	住所	法第14条第2項に規定する支部
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 「代表者の氏名」欄に押す印は、商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 20 条の規定により登記所に提出した印（提出予定のものを含む。）を使用すること。
- 「」内には、該当するものに「レ」を記入すること。
- 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「東京都千代田区〇〇町 1 丁目 1 番 1 号〇〇会館〇号室」というように詳細に記載すること。
- 「所属国会議員」欄は別葉とし（別紙 1）、当該政党に基準日（選挙基準日）現在で所属している者について記載すること。なお、「選挙区」欄には、衆議院議員及び参議院選挙区選出議員にあつては選挙区名を、参議院比例代表選出議員にあつては「比例」とそれぞれ記載すること。
- 支部の名称等の事項については別葉とし（別紙 2）、主たる事務所の所在地の都道府県ごとにまとめて記載すること。
- この届出をする際には、法第 5 条第 2 項各号に規定する文書を併せて提出すること。

第2号様式（第2条関係）

承諾書及び宣誓書

私は、令和 年 月 日（基準日・選挙基準日）現在において（政党名）に所属する（衆・参）議院議員として氏名その他の政党助成法第5条第1項第5号に掲げる事項を記載されることについて、承諾します。

また、（政党名）以外の政党に対しては、当該政党に所属している者として、氏名その他の同号に掲げる事項の記載をされることについての承諾を与えていないことを誓います。

令和 年 月 日

氏名（署名）

政党の名称

代表者の氏名 殿

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 署名は必ず本人が自署すること。

届出事項の異動届

令和 年 月 日

総務大臣あて

政党の名称

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

㊟

届出事項に異動があったので、政党助成法^{第5条第3項}_{第6条第2項}の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異 動 内 容				異動年月日	
政党の名称	新 <small>ふりがな</small>		(略称)	. .	
	旧				
主たる事務所の所在地	新	(〒) 電話 ()		. .	
	旧				
区 分		氏 <small>ふりがな</small> 名	住 所	生年月日	〔選 任〕 年月日
代 表 者	新		(〒)
	旧				
会 計 責 任 者	新		(〒)
	旧				
会計責任者の職務代行者	新		(〒)
	旧				
会計監査を行うべき者	新		(〒)
	旧				
上記以外の事項					. .

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 「代表者の氏名」欄に押す印は、商業登記法（昭和38年法律第125号）第20条の規定により登記所に提出した印（提出予定のものを含む。）を使用すること。
- 「上記以外の事項」欄には、法第5条第1項又は法第6条第1項の規定による届出の内容のうち、上記に掲げる事項以外のもの又は法第5条第2項（法第6条第2項の規定により準用する場合を含む。）に規定する綱領、党則、規約、その他の文書の内容に異動があった場合にその旨を記載し、関係書面を添付すること。

政党交付金（特定交付金）交付決定（変更）通知書

政党（政治団体）の名称		
主たる事務所の所在地		
政党交付金（特定交付金）の額		円
基準日現在において算定された 政党助成法第8条第1項の額		円
選挙基準日現在において算定された 政党助成法第8条第1項の額		円
政党交付金(特定交付金)の内訳	4月分	円
	7月分	円
	10月分	円
	12月分	円

令和 年 の貴政党（貴政治団体）に対して交付すべき政党交付金（特定交付金）の額を上記のとおり決定（変更）したので、政党助成法第10条第3項（政党助成法第23条第8項及び第27条第6項）の規定により通知します。

令和 年 月 日

政党（政治団体）の名称
代表者の氏名 殿

総務大臣（氏名） 印

第5号様式（第7条関係）

政党交付金（特定交付金）交付請求書

令和 年 月 日 総務大臣 あて	政党（政治団体）の名称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	(印)
政党助成法第11条第2項（政党助成法第27条第6項）の規定により、次のとおり政党交付金（特定交付金）の交付を請求します。		
月分		円
政党名 （政治団体名）		
金融機関名		
口座番号	(普通・当座)	
口座名	(ふりがな)	

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「代表者の氏名」欄に押す印は、商業登記法（昭和38年法律第125号）第20条の規定により登記所に提出した印を使用すること。
- 3 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第4条第1項の規定による法人である旨を証する登記事項証明書を添付すること。

（その1）

使 途 等 報 告 書

令和 年分

1 政党（支部）の名称
（ふりがな）

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の氏名

4 会計責任者の氏名

区 分
<input type="checkbox"/> 政 党
<input type="checkbox"/> 政党の支部

すべての事務担当者の氏名

（電話）

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
政党交付金（支部政党交付金）の総額……………①				
前年末政党基金（支部基金）残高……………②				
政党交付金（支部政党交付金）による支出総額（④+⑤）……………③				
政党交付金（支部政党交付金）支出充当額総額……………④				
政党基金（支部基金）支出充当額総額……………⑤				
政党基金（支部基金）の積立てに充てるために取り崩した政党基金（支部基金）の額⑥				
政党基金（支部基金）積立総額（果実を含む。）……………⑦				
政党基金（支部基金）の運用により収受した果実の総額				
本年末等政党基金（支部基金）残高（②-⑤-⑥+⑦）……………⑧				
（備 考）……………①-③+②-⑧				

2 政党交付金（支部政党交付金）の内訳

交 付 を し た 者	年 月 日	金 額			
		十億	百万	千	円
合 計					

(その7)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等及び残高証明等の写し等
- 2 監査意見書
- 3 監査報告書（本部に限る。）
- 4 提出を受けた支部報告書及び監査意見書
- 5 総括文書（政党助成法第17条第2項第3号及び第4号）（本部に限る。）又は支部総括文書（同法第18条第2項第4号）（支部に限る。）

この報告書は、政党助成法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 年 月 日

政党（支部）の名称

会計責任者の氏名

㊟

(備考)

「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

(記載要領)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この報告書は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で、その年において交付された政党交付金（支部政党交付金）及び政党交付金による支出（支部政党交付金による支出）の総額、項目別の金額並びに以下に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載すること。
- 3 政党交付金による支出とは、法第14条第1項に規定する政党交付金による支出をいい、支部政党交付金とは、法第14条第2項に規定する支部政党交付金をいい、支部政党交付金による支出とは、法第14条第3項に規定する支部政党交付金による支出をいうものとする。

4 様式（その1）について

「□」内には、該当するものに「√」を記入すること。

5 様式（その2）について

- (1) 政党交付金（支部政党交付金）による支出総額については、その内訳として、「政党交付金（支部政党交付金）支出充当額総額」又は「政党基金（支部基金）支出充当額総額」に分類し、総額を記載すること。
- (2) 「政党基金（支部基金）の積立てに充てるために取り崩した政党基金（支部基金）の額」欄には、例えば、「甲基金」の積立てに充てるために取り崩した「乙基金」の取崩し額について記載すること。
- (3) 政党交付金（支部政党交付金）の内訳中「交付をした者」欄については、例えば、「国」、「甲党本部」、「甲党乙支部」というように具体的に記載すること。

6 様式（その3）について

政党交付金による支出（支部政党交付金による支出）は、次の分類基準により、支部政党交付金、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附金及びその他の経費に分類したうえで、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載し、その内訳として、「政党交付金（支部政党交付金）充当額」又は「政党基金（支部基金）充当額」に分類し、それぞれの金額を記載すること。

(1) 経常経費

- | | |
|-----------|---|
| ア 人件費 | 政党の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料その他の各種保険料の類をいう。 |
| イ 光熱水費 | 電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。 |
| ウ 備品・消耗品費 | 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所に限る。）等の備品の類及び事務用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。 |
| エ 事務所費 | 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。 |

(2) 政治活動費

- | | |
|----------------------|--|
| ア 組織活動費 | 当該政党の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。 |
| イ 選挙関係費 | 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。 |
| ウ 機関紙誌の発行
その他の事業費 | |
| (ア) 機関紙誌の発行
事業費 | 機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。 |
| (イ) 宣伝事業費 | 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。 |

(ウ) 政治資金パーティー 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、講演諸経費の類をいう。
パーティー開催事業費

(エ) その他の事業 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。
費

エ 調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。

オ 寄附金 政治活動に関する寄附、賛助金、負担金の類をいう。

カ その他の経費 その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

7 様式(その4)について

(1) 支出の内訳については、1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が5万円以上の支出(人件費及び光熱水費に係るものを除く。)について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額、その内訳として政党交付金(支部政党交付金)充当額又は政党基金(支部基金)充当額に分類した金額及び年月日を次の例により記載すること。

(2) 経常経費は、6の(1)のウ及びエの基準に分類し、さらに費目ごとに、備品・消耗品費にあっては、例えば、「事務所用自動車の購入・維持費」、事務所費にあっては、例えば、「事務所の借料損料」というように、適宜、小分類し、それぞれ別業とすること。また、政治活動費は、6の(2)のアからカまでの基準に分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば、「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附金にあっては、「寄附金」、「賛助金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別業とすること。

(3) 記載の要領については、次のとおりとすること。

ア 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。

イ 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

ウ 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が5万円未満の支出を一括してその合計金額を記載すること。

8 様式(その5)について

支部政党交付金の内訳は、様式(その3)に記載した支部政党交付金の内訳について記載するものとし、記載に当たっては、支部ごとにその支部の名称、支部政党交付金の金額、支給年月日及び支給の目的について記載のうえ、支部ごとに小計を記載すること。

9 様式(その6)について

(1) 政党基金(支部基金)の内訳は、様式(その2)に記載した政党基金(支部基金)の内訳について記載すること。

(2) 「政党基金(支部基金)の名称」欄には、当該基金の名称を、例えば、「選挙対策基金」というように記載し、「目的」欄には、基金の目的について、具体的に記載すること。基金が複数のときは、別業とすること。

(3) 積立て及び取崩しについては、かかる行為を行った日ごとに、年月日及び金額を記載し、「備考」欄に、積立て又は取崩しの内容を、例えば、「A基金からの積立て」、「大会費への充当」というように具体的に記載すること。

10 この報告書を提出する際には、監査意見書、監査報告書、当該政党(支部)が提出を受けた支部報告書及び監査意見書、総括文書(第10号様式及び第11号様式)、支部総括文書(第12号様式)、領収書等の写し及び政党基金(支部基金)に係る残高証明等の写しを提出すること。なお、第14条第2項第1号に掲げる場合にあっては、振込明細書の写しを当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。

総括文書（支部分）

政党の名称

（その1）支部政党交付金による支出の内訳書

（単位：円）

項目		支部名				合計
経常経費	人件費	支出 交付金	基金			
	光熱水費	支出 交付金	基金			
	備品・消耗品費	支出 交付金	基金			
	事務所費	支出 交付金	基金			
	計 ①	支出 交付金	基金			
政治活動費	組織活動費	支出 交付金	基金			
	選挙関係費	支出 交付金	基金			
	機関紙誌の発行 その他の事業費	支出 交付金	基金			
	機関紙誌の 発行事業費	支出 交付金	基金			
	宣伝事業費	支出 交付金	基金			
	政治資金 パーティー 開催事業費	支出 交付金	基金			
	その他の事業費	支出 交付金	基金			
	調査研究費	支出 交付金	基金			
	寄附金	支出 交付金	基金			
	その他の経費	支出 交付金	基金			
計 ②	支出 交付金	基金				
小計 ①+② ③	支出 交付金	基金				
支部政党交付金 ④	支出 交付金	基金				
合計 ③+④	支出 交付金	基金				

（備考）

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- この表は、本部に対して直接支部報告書を提出した支部ごとに、当該支部の支部政党交付金による支出について記載すること。
- 2に掲げる支部が、その支部報告書と併せて支部総括文書を提出した場合には、当該支部から他の支部へ支給された支部政党交付金に係る支部政党交付金による支出の合計を加えた額により記載すること。この場合、「支部名」欄には、「甲支部等」というように記載すること。
- 「支出」欄には支部政党交付金による支出の額を、「交付金」欄にはこれに充てた支部政党交付金の額を、「基金」欄にはこれに充てた支部基金の取崩しの額を記載すること。

(その2) 支部基金の内訳書

政党の名称 _____ (単位：円)

支部名	令和 年12月31日 (前年末)現在 支部基金残高 ①	積立 て ②	果 実 ③	取 崩 し ④	令和 年 月 日 (本年末等)現在 支部基金残高 (①+②+③-④)⑤	増 減 額 ⑤-①
計						

- (備考)
- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 - この表は、本部に対して直接支部報告書を提出した支部ごとに、当該支部の支部基金について記載すること。
 - 2に掲げる支部が、その支部報告書と併せて支部総括文書を提出した場合には、当該支部から他の支部へ支給された支部政党交付金に係る支部基金の合計を加えた額により記載すること。この場合、「支部名」欄には、「甲支部等」というように記載すること。

(その3) 総括表

政党の名称 _____ (単位：円)

支 部 名	支部報告書 提出支部名	基金前年残高 ①	収 入 ②	支 出 ③	支部基金残高 (果実を含む) ④		(①+②)-(③+④)
						うち本年中の果実	
計							

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- この表は、すべての支部について、本部に対して直接支部報告書を提出した支部ごとに、当該すべての支部の収支の総括についてまとめて記載し、提出すること。この場合、「支部名」欄には、当該支部報告書を提出した支部の名称を記載し、「支部報告書提出支部名」欄には、当該支部又は当該支部報告書に添付された支部総括文書に記載された支部の名称を記載すること。

総括文書 (本部及び支部分)

政党の名称

(その 1) 政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳書

(単位: 円)

項目		区分		本部	支部計	合計
		交付金	基金			
経常経費	人件費	交付金	基金			
	光熱水費	交付金	基金			
	備品・消耗品費	交付金	基金			
	事務所費	交付金	基金			
	計 ①	交付金	基金			
政治活動費	組織活動費	交付金	基金			
	選挙関係費	交付金	基金			
	機関紙誌の発行 その他の事業費	交付金	基金			
	機関紙誌の 発行事業費	交付金	基金			
	宣伝事業費	交付金	基金			
	政治資金 パーティー 開催事業費	交付金	基金			
	その他の事業費	交付金	基金			
	調査研究費	交付金	基金			
	寄附金	交付金	基金			
	その他の経費	交付金	基金			
計 ②	交付金	基金				
小計 ①+② ③	交付金	基金				
支部政党交付金 ④	交付金	基金				
合計 ③+④	交付金	基金				

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- この表は、本部のした政党交付金による支出及び支部のした支部政党交付金による支出の合計並びにこれらの合計について、それぞれ記載すること。
- 「支出」欄には政党交付金による支出及び支部政党交付金による支出の額を、「交付金」欄にはこれに充てた政党交付金及び支部政党交付金の額を、「基金」欄にはこれに充てた政党基金及び支部基金の取崩しの額を記載すること。

(その2) 政党基金・支部基金の内訳書

政党の名称 _____ (単位：円)

区 分	令和 年12月31日 (前年末)現在政党 基金(支部基金)残高 ①	積 立 て ②	果 実 ③	取 崩 し ④	令和 年 月 日 (本年末等)現在政党 基金(支部基金)残高 (①+②+③-④)⑤	増 減 額 ⑤-①
本 部						
支 部 計						
合 計						

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- この表は、本部の政党基金及び支部の支部基金の合計並びにこれらの合計について、それぞれ記載すること。

(その3) 総 括 表

政党の名称 _____ (単位：円)

区 分	基金前年残高 ①	収 入 ②	支 出 ③	政 党 基 金 (支部基金)残高 (果実を含む) ④		(①+②)-(③+④)
				うち本年中の果実		
本 部						
支 部 計						
合 計						

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- この表は、本部及び支部の収支の総括について、まとめて記載し提出すること。

支部総括文書

支部の名称

（その1）支部政党交付金による支出の内訳書

（単位：円）

項目		支部名			計	支部
経 常 経 費	人件費	支 出 基 金	支 付 金	支 出 金		
	光熱水費	支 出 基 金	支 付 金	支 出 金		
	備品・消耗品費	支 出 基 金	支 付 金	支 出 金		
	事務所費	支 出 基 金	支 付 金	支 出 金		
	計	支 出 基 金	支 付 金	支 出 金		
	①					
政 治 活 動 費	組織活動費	支 出 基 金	支 付 金	支 出 金		
	選挙関係費	支 出 基 金	支 付 金	支 出 金		
	機関紙誌の発行 その他の事業費	支 出 基 金	支 付 金	支 出 金		
	機関紙誌の 発行事業費	支 出 基 金	支 付 金	支 出 金		
	宣伝事業費	支 出 基 金	支 付 金	支 出 金		
	政治資金 パーティー 開催事業費	支 出 基 金	支 付 金	支 出 金		
	その他の事業費	支 出 基 金	支 付 金	支 出 金		
	調査研究費	支 出 基 金	支 付 金	支 出 金		
	寄附金	支 出 基 金	支 付 金	支 出 金		
	その他の経費	支 出 基 金	支 付 金	支 出 金		
計	支 出 基 金	支 付 金	支 出 金			
	②					
小計	支 出 基 金	支 付 金	支 出 金			
①+②	③					
支部政党交付金	支 出 基 金	支 付 金	支 出 金			
④						
合計	支 出 基 金	支 付 金	支 出 金			
③+④						

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この表は、この表を作成する支部に対して直接支部報告書を提出した支部ごとに、当該支部の支部報告書を提出した支部の支部政党交付金による支出について記載すること。
- 3 2に掲げる支部報告書を提出した支部が、これと併せて支部総括文書を提出した場合には、当該支部から他の支部へ支給された支部政党交付金に係る支部政党交付金による支出の合計を加えた額により記載すること。この場合、「支部名」欄には、「甲支部等」というように記載すること。
- 4 「支出」欄には支部政党交付金による支出の額を、「交付金」欄にはこれに充てた支部政党交付金の額を、「基金」欄にはこれに充てた支部基金の取崩しの額を記載すること。
- 5 「計 支部」欄には、「支部名」欄に記載した支部の数を記載すること。

(その3) 総括表

支部の名称 _____ (単位：円)

支 部 名	支部報告書 提出支部名	基金前年残高 ①	収 入 ②	支 出 ③	支部基金残高 (果実を含む) ④		(①+②)-(③+④)
						うち本年中の果実	
計							

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この表は、この表を作成する支部に対して直接又は間接に支部報告書を提出したすべての支部について、この表を作成する支部に対して直接支部報告書を提出した支部ごとに、当該すべての支部の収支の総括についてまとめて記載し、提出すること。この場合、「支部名」欄には、当該支部報告書を提出した支部の名称を記載し、「支部報告書提出支部名」欄には、当該支部又は当該支部報告書に添付された支部総括文書に記載された支部の名称を記載すること。

監 査 意 見 書

令和 年 月 日

党則（規約等）第 条に基づく監査の結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施した監査の概要
- 2 監査の対象となった会計帳簿、領収書等及び残高証明等についての意見
- 3 その他の監査上の特記事項

政党（支部）の名称

監査した者の職・氏名

㊞

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「監査した者の職・氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず監査した者本人が自署すること。

第 1 4 号様式（第 2 3 条関係）

解 散 等 届

令和 年 月 日

総 務 大 臣 あて

政党（政治団体）の名称

主たる事務所の所在地

代表者であった者の氏名 ㊟

令和 年 月 日に解散した（目的の変更その他により政治団体でなくなった）（政党助成法第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない政治団体となった）ので、政党助成法第 2 1 条第 1 項（政党助成法第 2 7 条第 6 項）の規定により届け出ます。

（基因となった事実）

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 「代表者であった者の氏名」欄に押す印は、商業登記法（昭和 3 8 年法律第 1 2 5 号）第 2 0 条の規定により登記所に提出した印（提出予定であったものを含む。）を使用すること。
- 3 合併、分割により解散する場合には、「基因となった事実」欄にその旨を併せて記載すること。

第15号様式（第24条関係）

（存続政党）（新設政党）（分割政党）届

令和 年 月 日

総務大臣 へ

政党の名称
主たる事務所の所在地
代表者の氏名

㊟

政党助成法第23条第1項（第3項）の規定により交付を受けるべき政党交付金の交付を受けた
ので、同条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	(ふりがな)			
(略 称)				
主たる事務所の所在地	(〒) (電話)			
代 表 者	ふりがな 氏 名	(〒) (住所)	(生年月日)	(選任年月日)
会 計 責 任 者				
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者				
会 計 監 査 を 行 う べ き 者				
所属国会議員	別紙1のとおり			
政党助成法第23条第3項に規定する所属議員数（分割政党）				
各分割政党の所属議員数の合計				
支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	支部の数		
支部の名称、主たる事務所の所在地 代表者、会計責任者及び会計責任者の職務代行者の氏名・住所 政党助成法第14条第2項の支部である旨	別紙2のとおり			
組織年月日又は政治団体となった日	令和 年 月 日			
政治資金規正法第6条第1項、第5項による届出年月日	令和 年 月 日			
政党助成法第5条第1項、第6条第1項又は 第23条第4項による直近の届出年月日	令和 年 月 日			
合併解散政党 (分割解散政党)	名 称			
	政党助成法による直近の届出年月日			
	解散年月日			
	政党助成法第21条第1項による届出年月日			
	その年分として交付されるべき政党交付金の額	円	円	円
	未交付金の額	円	円	円

別紙 1

所属国会議員一覧

氏名	住所	衆・参の別	選挙区	選挙期日	選挙時の所属
					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>

別紙 2

支部一覧

支部の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	住所	会計責任者の氏名	住所	職務代行者の氏名	住所	法第14条第2項に規定する支部
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 「代表者の氏名」欄に押す印は、商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 20 条の規定により登記所に提出した印（提出予定のものを含む。）を使用すること。
- 「所属国会議員」欄は別葉とし（別紙 1）、当該政党に基準日（選挙基準日）現在で所属している者について記載すること。なお、「選挙区」欄には、衆議院議員及び参議院選挙区選出議員にあつては選挙区名を、参議院比例代表選出議員にあつては「比例」とそれぞれ記載すること。
- 支部の名称等の事項については別葉とし（別紙 2）、主たる事務所の所在地の都道府県ごとにまとめて記載すること。

合併に関する届

令和 年 月 日

政党の名称
主たる事務所の所在地
代表者の氏名

㊟

政党助成法第24条第1項（政党助成法施行令第5条第2項）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

政党の名称	政党助成法による直近の届出年月日	政党助成法による解散届出年月日	前回の総選挙		前回の通常選挙		前々回の通常選挙	
			小選挙区選挙	比例代表選挙	比例代表選挙	選挙区選挙	比例代表選挙	選挙区選挙
(存続政党、合併解散政党) 令和 年 月 日 解散			票	票	票	票	票	票
(合併解散政党) 令和 年 月 日 解散			票	票	票	票	票	票
(合併解散政党) 令和 年 月 日 解散			票	票	票	票	票	票
計								
存続政党又は新設政党の名称					設立年月日（新設政党）		令和 年 月 日	

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 「代表者の氏名」欄に押す印は、商業登記法（昭和38年法律第125号）第20条の規定により登記所に提出した印（提出予定のものを含む。）を使用すること。
- この様式は、1合併につき1枚とすること。

第17号様式（第26条関係）

分割に関する届

令和 年 月 日

政党の名称
 主たる事務所の所在地
 代表者の氏名 (印)

政党助成法第25条第1項（政党助成法施行令第5条第2項）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

分割解散政党の名称			
政党助成法による直近の届出年月日	令和 年 月 日	解散年月日	令和 年 月 日 (届出 令和 年 月 日)
得票総数	前回の総選挙	小選挙区選挙	票
		比例代表選挙	票
	前回の通常選挙	比例代表選挙	票
		選挙区選挙	票
	前々回の通常選挙	比例代表選挙	票
		選挙区選挙	票
分割政党の名称		設立年月日	令和 年 月 日
分割政党の所属議員数			
各分割政党の所属議員数の合計			
分割政党の選挙時所属議員数			
各分割政党の選挙時所属議員数の合計			

(備考)

- この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。
- 「代表者の氏名」欄に押す印は、商業登記法（昭和38年法律第125号）第20条の規定により登記所に提出した印（提出予定のものを含む。）を使用すること。
- 「所属議員数」とは、法第23条第3項に定める所属議員数とする。
- 「選挙時所属議員数」とは、法第25条第1項に定める選挙時所属議員数とする。

第18号様式（第29条関係）

特定交付金に係る届

令和 年 月 日

総務大臣あて

政治団体の名称
主たる事務所の所在地
代表者の氏名 (印)

政党助成法第27条第1項の規定による特定交付金の交付を受けたいので、同条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名称	(ふりがな)			
(略称)				
主たる事務所の所在地	(〒) (電話)			
代表者	ふりがな 氏名	(〒) (住所)	(生年月日)	(選任年月日)
会計責任者				
会計責任者の職務代行者				
会計監査を行ふべき者				
支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	支部の数		
支部の名称、主たる事務所の所在地代表者、会計責任者、会計責任者の職務代行者の氏名・住所 政党助成法第14条第2項の支部であった旨			別紙のとおり	
組織年月日又は政治資金規正法による政治団体となった年月日			令和 年 月 日	
政治資金規正法第6条第1項、第5項による届出年月日			令和 年 月 日	
政党助成法第5条第1項、第6条第1項による直近の届出年月日			令和 年 月 日	
政党助成法第2条第1項各号のいずれにも該当しない政治団体となった年月日			令和 年 月 日	
政党助成法第27条第1項の規定により交付されるべき特定交付金の額		円		

別紙

支 部 一 覧

支部の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	住 所	会計責任者の氏名	住 所	職務執行者の氏名	住 所	法第4条第2項に規定する支部
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>

								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「代表者の氏名」欄に押す印は、商業登記法（昭和38年法律第125号）第20条の規定により登記所に提出した印（提出予定のものを含む。）を使用すること。
- 3 支部の名称等の事項については別葉とし（別紙）、主たる事務所の所在地の都道府県ごとにまとめて記載すること。

第20号様式（第39条関係）

政党交付金による支出に充てていない政党交付金
等の引継の届

令和 年 月 日

政党の名称
主たる事務所の所在地
代表者の氏名

印

政党助成法第33条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

本部・支部名	未支出額	基金残高
	引継額	引継額
合 計		

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 「代表者の氏名」欄に押す印は、商業登記法（昭和38年法律第125号）第20条の規定により登記所に提出した印（提出予定のものを含む。）を使用すること。
- 合併解散政党が複数ある場合については、それぞれ別葉とすること。
- 「未支出額」欄には、合併解散政党若しくは分割解散政党又はこれらの政党の支部がその年において当該合併又は分割による解散の日までに交付又は支給を受けた政党交付金及び支部政党交付金で当該解散の日までに政党交付金又は支部政党交付金による支出に充てていないもの（政党基金又は支部基金として積み立てられたものを除く。）の額を記載すること。
- 「基金残高」欄には、合併解散政党若しくは分割解散政党又はこれらの政党の支部が当該解散の日において有していた政党基金及び支部基金の残高を記載すること。
- 「引継額」欄には、上段の未支出額及び基金残高のうち、この届出をする分割政党が引き継いだ額を記載すること。

政党交付金 { 交付停止
返還命令 } 通知書

政 党 の 名 称			
主 たる 事 務 所 の 所 在 地			
政党交付金の（交付停止・返還命令）額		円	
内 容 理 由	交 付 決 定 額	円	
	本 来 交 付 す べ き で あ っ た 額	円	
	交 付 済 額	4 月	円
		7 月	円
		10 月	円
		12 月	円
	交 付 停 止 額	円	
	返 還 命 令 額	円	
	返 還 期 限	令和 年 月 日	

令和 年の貴政党に対する政党交付金の交付を停止します（返還を命じます）ので、政党助成法第33条第6項の規定により通知します。

令和 年 月 日

政党の名称
代表者の氏名

殿

総務大臣 氏 名 印

政党交付金返還命令通知書

政 党 の 名 称		
主たる事務所の所在地		
政党交付金の返還命令額		円
(本部・支部名)	令和 年における政党交付金(支部 政党交付金)を受けた額	円
	令和 年における政党交付金による 支出(支部政党交付金による支出)の額	円
	令和 年 月 日現在政党基金(支部 基金)残高	円
	その前年12月31日現在からの基金 増減額	円
	返 還 命 令 額	円
(本部・支部名)	令和 年における政党交付金(支部 政党交付金)を受けた額	円
	令和 年における政党交付金による 支出(支部政党交付金による支出)の額	円
	令和 年 月 日現在政党基金(支部 基金)残高	円
	その前年12月31日現在からの基金 増減額	円
	返 還 命 令 額	円
理 由		

令和 年の貴政党に対する政党交付金の返還を命じますので、政党助成法第33条第6項の規定により通知します。

令和 年 月 日

政党の名称
代表者の氏名

殿

総務大臣 氏 名 印

政党交付金交付停止通知書

政党の名称			
主たる事務所の所在地			
政党交付金の交付停止額		円	
内容	交付決定額		円
	内訳	4月	円
		7月	円
		10月	円
		12月	円
	交付停止額		円
理由			

令和 年の貴政党に対する政党交付金は、政党助成法第34条第1項の規定により報告書等の提出があるまで交付を停止しますので、同条第2項の規定により通知します。

令和 年 月 日

政党の名称
 代表者の氏名 殿

総務大臣 氏 名 印

政党交付金の控除額通知書

政党の名称	
主たる事務所の所在地	
控除額	円
理由	

令和 年 の貴政党に対する政党交付金について、令和 年 月 日付けで返還を命じたところですが、政党助成法第33条第11項の規定により令和 年 月分の交付額から控除する旨通知します。

令和 年 月 日

政党の名称

代表者の氏名

殿

総務大臣 氏 名 印

第1号様式（第1条第2項関係）

政党確認届

令和 年 月 日

中央選挙管理会 殿

政党の名称
事務所の所在地
代表者の氏名

㊟

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名称	(ふりがな)		
目的			
主たる事務所の所在地	(〒) (電話)		
代表権を有する者	(ふりがな) 氏名	(〒) (住所) (電話)	
解散の事由			
所属国会議員	別紙のとおり		
得票総数	選挙	選挙執行年月日	得票総数
		年 月 日	票

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 「解散の事由」欄には、定めていない場合は「なし」と記載すること。
- 「得票総数」欄には、法第3条第1項第2号に該当する政党として届出をする場合に、当該政治団体の得票総数が全国を通じて有効得票の2%以上である選挙について記載すること。なお、「選挙」欄には、例えば、「衆議院（小選挙区選出）議員選挙」というように選挙の別を記載すること。

承諾書及び宣誓書

私は、（政党の名称）に所属する（衆議院議員又は参議院議員）として氏名その他の政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第5条第1項第6号に掲げる事項を記載されることについて、承諾します。

また、私は、（政党の名称）以外の政党に所属していないことを誓います。

令和 年 月 日

氏名（署名）

住所

政党の名称

代表者の氏名 殿

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 署名は必ず本人が自署すること。

第3号様式（第2条関係）

残余財産国庫帰属申請書

令和 年 月 日

総務大臣 殿

政党の名称

清算人の氏名

印

（政党の名称）清算人は、（政党の名称）残余財産を国庫帰属させるべく次のとおり申請いたします。

1 法人の所在地

2 法人名

3 残余財産の内容

4 申請理由

（備考）

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 「清算人の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず清算人本人が自署すること。
- 金融機関が作成する残高を証する書面及び清算人に係る登記事項証明書を添付すること。

第4号様式（第3条関係）

合併に関する得票総数届出書

令和 年 月 日

政党の名称
事務所の所在地
代表者の氏名

㊟

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第15条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

政治団体の名称等	得票総数		前回の総選挙		前回の通常選挙		前々回の通常選挙	
	小選挙区選挙	比例代表選挙	比例代表選挙	選挙区選挙	比例代表選挙	選挙区選挙		
合併前								
合併後								

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- この様式は1合併につき1枚とすること。
- この様式を提出する際には、合併に関する合意書を添付すること。
- 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 「政治団体の名称等」欄には、合併による解散年月日及び解散又は存続の別を併せて記載すること。